



復興庁

Reconstruction Agency

復興・創生 その先へ

記者発表資料
令和 7 年 3 月 7 日
復興庁

国土交通省（同時発表）

「原発事故による母子避難者等に対する高速道路の無料措置」 の期間の延長について

原発事故による母子避難者等に対する高速道路の無料措置の期間を、
令和 8 年 3 月 31 日まで延長します。

原発事故による母子避難者等に対する高速道路の無料措置は、平成 25 年 4 月 26 日より、原発事故により避難して二重生活を強いられている家族の再会を支援する目的で実施しているところです。

これまでは、令和 7 年 3 月 31 日まで実施することとしていましたが、
以下のとおり期間を延長します。

延長期間 令和 7 年 4 月 1 日～ 令和 8 年 3 月 31 日

※延長措置は、今国会で関連予算が成立することが前提となります。

※引き続き、無料措置を利用される場合は、避難元市町村に令和 7 年度
用の証明書の交付を申請してください。

※令和 2 年度以前に発行された証明書（有効期限なし）及び有効期限を
超過した証明書については、料金所で提示いただいても無料措置は適
用されませんので、ご注意ください。

問い合わせ先：

【別紙 1. 及び 4. (1)について】

復興庁インフラ・住宅班 峰、水本 TEL 03-6328-0233（直通）

【別紙 2. 、3. 及び 4. (2)について】

国土交通省道路局高速道路課 岡本、和嶋 TEL 03-5253-8500（直通）

原発事故による母子避難者等に対する高速道路の無料措置

復興庁
国土交通省1. 対象者

原発事故発生時に福島県浜通り・中通り（原発事故による警戒区域等※₁を除く。）又は宮城県丸森町（以下「対象地域」という。）に居住しており、令和3年3月31日までに原発事故により避難して※₂二重生活を強いられている母子避難者等及び対象地域内に残る父親等※_{3、4}

- （※1）警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域、帰還困難区域、居住制限区域若しくは避難指示解除準備区域に指定されている、又はされていた区域及び特定避難勧奨地点の設定を受けた地点
- （※2）同一市町村内に避難している場合は対象となりません。
- （※3）対象となる子は、原則として、生年月日が平成19年4月1日から平成26年3月31日までの者となります。
- （※4）母が対象地域内に残り父子が避難している場合や、父母が対象地域内に残り子が避難している場合も対象となります。

2. 対象車種

中型車以下（対象者が運転又は同乗している車両）

3. 対象走行

東北自動車道、常磐自動車道等の対象路線内における、母子等避難先の最寄りインターチェンジと父親等居住地の最寄りインターチェンジ間の走行（途中乗車・下車不可）

- ・対象地域内に残る父親等が母子等避難先に向かう場合も対象になります。
- ・出口料金所で確認用書面を提示する必要があります。
- ・入口料金所、出口料金所では一般レーン（又はサポートレーン）を通行する必要があります。
- ・ETC無線走行では無料措置されません。また、スマートIC（ETC専用IC）から出入りした場合は無料措置されません。
- ・首都高速、東京外環道など、福島県・宮城県内のNEXCO路線と別料金の高速道路は対象外です。また、これらの路線を経由した後のNEXCO路線の走行（首都高速を経由して東名高速を走行した場合等）は対象外になります。

4. 申込・利用方法

(1) 上記対象地域内の避難元市町村へ、証明書の交付を申請します。

- ・申請書は原則市町村窓口にご提出ください。ただし、特段の事情がある場合は郵送も可とします。
- ・申請に際しては、対象者の現在の居住地を確認する書面（及び原発事故発生時に住民登録されていない場合は当時の居住地を確認する書面）等が必要となります。
- ・市町村の申請窓口や申請に必要な書面等の詳細については、復興庁のホームページでご確認ください。
- ・父親等が対象地域内の別の市町村に移転している場合も、避難元市町村に申請してください。
- ・証明書には、対象者の氏名、現在の居住地、対象となる利用区間等が記載されます。

(2) 証明書の交付を受けた後、対象となる走行に対し無料措置を適用します。その際、出口料金所では、入口料金所で受け取った通行券とあわせて、下記の書面の提示が必要となります。（原本の提示が必要：コピー不可）

①無料措置の対象者であることの証明書

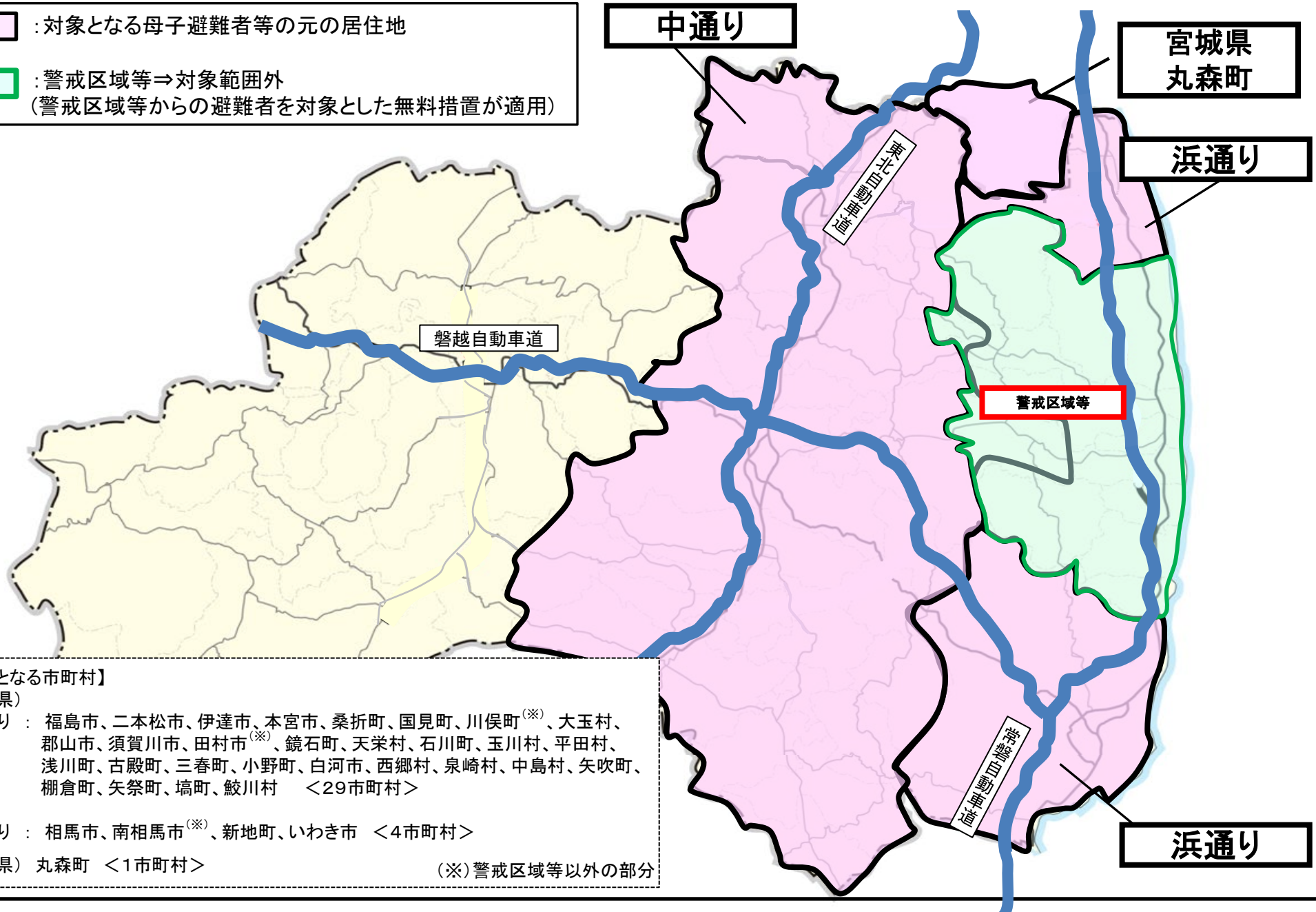
②対象者本人であることを確認するための書面

（運転免許証、パスポート、健康保険証等の公的機関が発行するもの）

（以上）

対象となる母子避難者等の元の居住地

-  : 対象となる母子避難者等の元の居住地
-  : 警戒区域等⇒対象範囲外
(警戒区域等からの避難者を対象とした無料措置が適用)



【対象となる市町村】

(福島県)

中通り : 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町^(※)、大玉村、郡山市、須賀川市、田村市^(※)、鏡石町、天栄村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町、白河市、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村 <29市町村>

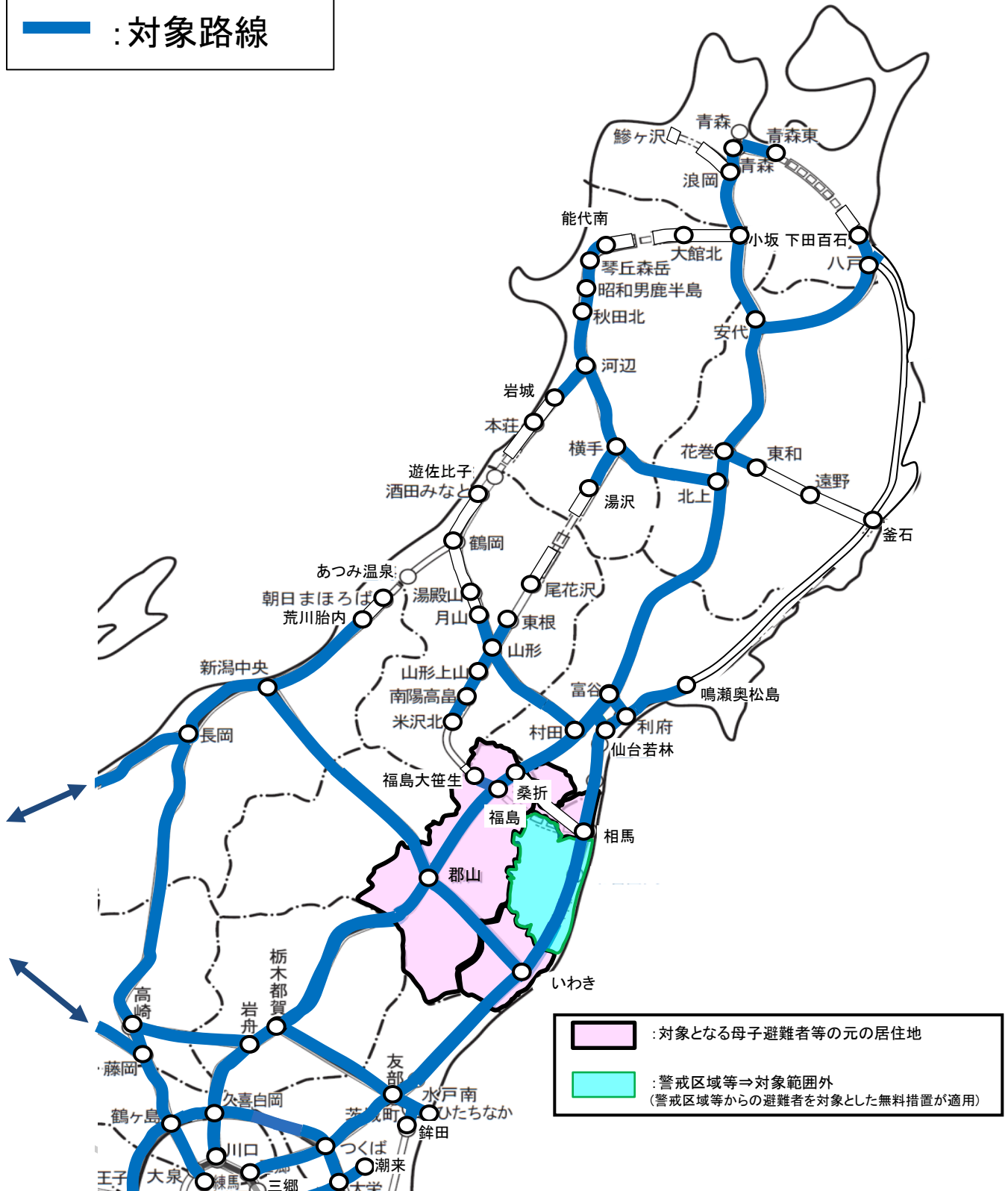
浜通り : 相馬市、南相馬市^(※)、新地町、いわき市 <4市町村>

(宮城県) 丸森町 <1市町村>

(※)警戒区域等以外の部分

対象路線(東日本エリア)

— :対象路線



- ・首都高速、東京外環道など、福島県・宮城県内のNEXCO路線と別料金的高速道路は対象外です。
また、これらの路線を経由した後のNEXCO路線の走行(首都高速を経由して東名高速を走行した場合等)は対象外になります。
- ・対象地域から磐越道(新潟中央JCT)、北関東道・上信越道(高崎JCT・藤岡JCT)等を経由して西日本方面まで利用する場合も対象です。 ※別料金となる道路は除く。